雇用類似の働き方に係る論点整理等に関する検討会
中間整理

参考資料集

○　主な政府決定等・・・

主な政府決定等

「働き方改革実行計画」（抄）
（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）

5．柔軟な働き方がしやすい環境整備

テレワークは、時間や空間の制約にとらわれることなく働くことができるため、子育て、介護と仕事の両立の手段となり、多様な人材の能力発揮が可能となる。副業や兼業は、新たな技術の開発、オープンイノベーションや起業の手段、そして第2の人生の準備として有効である。我が国の場合、テレワークの利用者、副業・兼業を認めている企業は、いまだ極めて少なく、その普及を図っていくことは重要である。

他方、これらの普及が長時間労働を招いては本末転倒である。労働時間管理をどうしていくかも整理する必要がある。ガイドラインの制定など実効性のある政策手段を講じて、普及を加速させていく。

（1）（略）

（2）非雇用型テレワークのガイドライン刷新と働き手への支援

事業者と雇用契約を結ばずに仕事を請け負い、自宅等で働くテレワークを「非雇用型テレワーク」という。インターネットを通じた仕事の仲介事業であるクラウドソーシングが急速に拡大し、雇用契約によらない働き方による仕事の機会が増加している。こうした非雇用型テレワークの働き手は、仕事内容の一方的な変更やそれに伴う過重労働、不当に低い報酬やその支払い遅延、提案形式で仮納品した著作物の無断転用など、発注者や仲介事業者との間で様々なトラブルに直面している。

非雇用型テレワークを始めとする雇用類似の働き方が拡大している現状に鑑み、その実態を把握し、政府は有識者会議を設置し法的保護の必要性を中長期的課題として検討する。

また、仲介事業者を想定せず、働き手と発注者の相対契約を前提としている現行の非雇用型テレワークの発注者向けガイドラインを改定し、仲介事業者が一旦受注して働き手に再発注する際にも当該ガイドラインを守るべきことを示すとともに、契約文書のない軽易な取引や著作物の仮納品が急増しているなどクラウドソーシングの普及に伴うトラブルの実態を踏まえ、仲介手数料や著作権の取扱の明示など、仲介事業者に求められるルールを明確化し、その周知徹底及び遵守を図る。

加えて、働き手へのセーフティネットの整備や教育訓練等の支援策について、官民連携した方策を検討し実施する。

（3）（略）

項目４．柔軟な働き方がしやすい環境整備
⑧　非雇用型テレワークのガイドライン刷新と働き手への支援

【働く人の視点に立った課題】

非雇用型テレワークを始めとする雇用契約によらない働き方について、ICTの進展によりクラウドソーシング（インターネットを通じた仲介事業）が急速に拡大し、仕事の機会が増加している。

- 国内クラウドソーシングサービス市場
  215億円（2013年）→408億円（2014年）→650億円（2015年）
  （2020年までの成長見込み　平均+45.4%/年）

非雇用型テレワークについて、クラウドソーシング等の仲介事業者（プラットフォーマー）を通じた取引は緒に就いたばかりであり、契約を巡る様々なトラブルが発生している。

- 非雇用型テレワーカー（在宅型）：126.4万人（2013年）
  （専業：91.6万人、副業：34.8万人）
- 発注者とのトラブル経験がある非雇用型テレワーカー（在宅型）　（2012年）
  仕事内容の一方的な変更：25.1%
  報酬の支払遅延：17.1%
  不当に低い報酬額の決定：15.3%

雇用契約によらない働き方は、雇用者向け支援を受けることができず、教育訓練機会などが限定的である。

- 雇用契約によらない働き手が利用できない雇用者向け支援メニューの例：退職金、企業内研修、教育訓練給付

雇用契約によらない働き方は、基本的に労働関係法令が適用されず（実態として「労働者」である場合は労働関係法令が適用されるほか、下請法等が適用される場合もある）、またその多様な就業実態の把握が不十分である。

【今後の対応の方向性】

非雇用型テレワークについて、良好な就業形態となるよう環境整備を図るとともに、働き手に対する支援として、ガイドブックの改定や、教育訓練等の支援の充実等を行う。また、雇用類似の働き方に関する保護等の在り方について、法的保護の必要性を含めて中長期的に検討する。

【具体的な施策】

（法的保護の中長期的検討）

- **非雇用型テレワークを始めとする雇用類似の働き方全般（請負、自営等）について2017年度以降、それぞれの働き方について順次実態を把握し、雇用類似の働き方に関する保護等の在り方について、有識者会議で法的保護の必要性を含めて中長期的に検討する。**
  ※　現行でも、契約形態にかかわらず、労働者としての実態があれば労働関係法令に基づき保護しており、これについては引き続き適切に実施。

（ガイドライン改定）

- **非雇用型テレワークについて、契約条件などの実態や、契約文書のない軽易な取引や著作物の仮納品が急増しているなど、クラウドソーシングの普及に伴うトラブルなどの実態を把握した上で、働き手と発注者の相対契約を前提としている現行のガイドラインを、以下の観点から2017年度に改定し、その周知徹底及び遵守を図る。**
  ①　クラウドソーシング等の仲介事業者が再発注する場合には、当該ガイドラインが適用されることを明確化
  ②　仲介手数料や著作権の取扱の明示など、クラウドソーシングを通じて発注する際に求められるルールを明確化

（業界として守るべきルールの明確化）

- **クラウドソーシング等の仲介事業者（プラットフォーマー）について、優良事業者認定等の制度を業界として設け、自主努力を促すとともに、2018年度以降、その取組状況も踏まえて業界として守るべき最低限のルールを明確化する。**

（働き手への支援）

- **非雇用型テレワークの働き手に必要なノウハウ（契約時に確認すべき事項、関連法令等）をまとめた働き手向けのガイドブックを、2017年度に改定する。また、小規模企業共済への加入促進などのセーフティネットの整備や教育訓練等の支援策について、官民連携した方策を検討し実施する。**

施策＼年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度以降	指標
法的保護の検討	実態を踏まえ、中長期的課題として検討・実施											非雇用型テレワークに関する契約に伴うトラブルを減らす。
ガイドラインの改定等ルールの整備	有識者会議設置 ガイドライン改定	ガイドラインの周知徹底・遵守 仲介事業者（プラットフォーマー）に関する業界ルールの明確化・施行・運用				状況を踏まえ見直し						
	優良事業者認定の制度等の業界の自主的取組を誘導	具体的な施策を展開										
働き手への支援	ガイドブック改定	ガイドブックの周知				状況を踏まえ見直し						
	中小企業・小規模事業者政策の普及・啓発や改善策の検討、対応の方向性を検討	具体的な施策を展開										
	セーフティネットの整備やスキルアップ支援策について官民連携した方策を検討・実施											

2

「雇用類似の働き方に関する検討会」　概要

趣旨

○　雇用類似の働き方が拡大している現状に鑑み、その働き方について順次実態を把握し、雇用類似の働き方に関する保護等の在り方について、法的保護の必要性を含めて中長期的に検討する必要がある。

○　このため、まずは雇用類似の働き方に関する実態等を把握・分析し、課題整理を行う必要がある。

委員構成

芦野　訓和（東洋大学法学部教授）
飯田　泰之（明治大学政治経済学部准教授）
小畑　史子（京都大学大学院人間・環境学研究科教授）
◎鎌田　耕一（東洋大学法学部教授）
川田　琢之（筑波大学ビジネスサイエンス系教授）
土田　和博（早稲田大学法学学術院教授）
宮田　志保（特定非営利活動法人フラウネッツ理事長）
村田　弘美（リクルートワークス研究所グローバルセンター長）
湯田　健一郎（一般社団法人クラウドソーシング協会事務局長）

※　◎は座長

開催経過

第１回（平成29年10月24日）
・雇用類似の働き方を巡る現状等について
（１）雇用類似の働き方を巡る現状について
（２）今後の進め方等について

第２回（平成30年１月24日）
・関係者からのヒアリング

第３回（平成30年３月９日）
・各国の雇用類似に関する情勢等についてのヒアリング
・クラウドソーシングに関するヒアリング
・「独立自営業者の就業実態と意識に関する調査（ウェブ調査）」（速報）報告
・意見交換

第４回（平成30年３月26日）
・報告書（案）について

3

「雇用類似の働き方に関する検討会」報告書（概要）

検討の経緯等

○　近年、個人の働き方が多様化し、雇用関係によらない働き方も注目されている。「働き方改革実行計画」でも、雇用類似の働き方の保護等の在り方について中長期的に検討することとされている。

○　「雇用」と「自営」の中間的な働き方をする者について十分に実態が把握できているとはいえない状況であり、「雇用類似の働き方」が何かも含め、実態や課題の整理が必要。

本検討会で把握した実態

○　本検討会では、雇用類似の働き方に関して、

・４団体（協同組合日本俳優連合、全国赤帽軽自動車運送協同組合連合会、出版ネッツ、フリーランス協会）及び１人の就業者（フリーランスのテレビディレクター）からヒアリング

・JILPT「独立自営業者の就業実態と意識に関する調査（ウェブ調査）」（速報）

・厚生労働省が行ったヒアリング結果

等を基に、その働き方の実態について整理。

○　海外の最近の動きについても、ヒアリング等を実施。

本検討会で把握した雇用類似の働き方に関する現状

（１）就業状況等

○就業状況は、業界や職種、仕事の内容によって異なっており、仕事の内容も多岐にわたる。契約期間等がない者も多い一方、契約期間に定めがある場合は、比較的短期間で働く者が多く、特に、副業の場合、10日未満が多い傾向にあった。

○調査では、満足度は全体的には高かった。

（２）契約書の作成、重視する内容等

○業界等により異なるが、契約条件を文書等で明示していないケースが多くあると考えられる。

○あらかじめ報酬額等を明確化しないため、仕事が終わってからトラブルが生じたという声もあった。

（３）契約条件の決め方、交渉等

○一概には言えないが、仕事がなくなる等のおそれからワーカー側からの契約条件の交渉が難しい旨の声もあり、交渉力の格差の存在も考えられる。

○そもそも自分の報酬額か適切かわからずに引き受けてしまうといった声もあった。

（４）契約の相手先の数等

○業界によって傾向が異なる。専属義務はなくとも、仕事量等の関係から複数の発注者と契約ができず、結果的に専属していると考えられるパターンが多かったが、調査結果等も踏まえると、一概に専属が多いともいえない。

（５）受注ルート等

○自己の営業活動、過去の取引先、知人等からの紹介などから仕事を得ている場合が多いと考えられる。

（６）仕事をする時間や場所等

○調査では比較的指示されない方向での回答が多かったが、機材の都合や他人の都合によるものについては、時間や場所を拘束されやすい傾向にあると考えられる。

（７）トラブル・仕事上の悩み等

○調査では、約半数はトラブルの経験がないとの回答。

○作業内容・範囲について、仕様や作業期間等の一方的変更、報酬関係のトラブルは比較的多かった。

○ヒアリングでは、ハラスメント、事故、解約等に関するトラブルの声もあった。

（８）制度の希望等

○調査では、問題点としては「収入が不安定、低い」「失業保険のようなものがない」「労災保険のようなものがない」、今後整備・充実すればいいと思う事柄としては「特に必要な事柄はない」「取引相手との契約内容の書面化の義務付け」「トラブルがあった場合に相談できる窓口やわずかな費用で解決できる制度」「取引相手との契約内容の決定や変更の手続き(プロセス）の明確化」の順に回答が多かった。

○ヒアリングでも様々な希望が挙げられていた。

（９）クラウドソーシング等について

○インターネットを介して注文者と受注者が直接仕事の受発注を行うことができるサービス。基本的には発注者とワーカーの二者契約だが、クラウドソーシング事業者が発注者から業務の委託を受け、ワーカーに再発注することもある。

○シェアリングエコノミーの分野については、サービスの提供を受ける者が一般消費者であるケースも多いと考えられるため、発注者は誰と考えるか等の論点も考えられる。

※ただし、本報告書で把握した実態は、調査も含め、対象者の幅が広いこと等に留意が必要。

諸外国の「労働者概念」等に関する状況

アメリカにおける最近の動き

＜労働者概念＞
労働者概念は相対的で、各法令の趣旨・目的により異なる。制定法上は「労働者」を拡張する例は見られないが、「労働者」の判断基準の運用によって、相対的に、実質的に「労働者」を拡張していると考えられる場合がある。

＜最近の動き＞
必ずしも雇用類似を主たる生計の糧とする者が増えているともいえず、むしろ、請負企業に雇用される労働者が増えているのではないかと指摘される研究もある。2016年、ニューヨーク市で、「フリーランサー・賃金条例」が成立した等の動きもある。

イギリスにおける最近の動き

＜労働者概念＞
労働者概念は統一的。労働者（employee）のほか、拡張概念として、就労者（worker）があり、最低賃金、年次有給休暇等一部の保護等の対象となる。

＜最近の動き＞
2017年７月の政府委託報告書「Good Work」において、現状のworkerに替えて従属的契約就業者（dependent contractor）を置くこと等が提言されている。

フランスにおける最近の動き

＜労働者概念＞
労働者概念は統一的。興行芸術家との間で報酬を払って公演を行うために結ぶ契約は、労働契約と推定される等、特定の職種について特別の規定がある。

＜最近の動き＞
新たな地位を設置するのではなく、既存システム等を利用して対応すべきだとの声が多い。なお、2016年の労働法はシェアリングエコノミーのプラットフォームに対して「社会的責任」を認め、2018年初から、労働者の事故のリスクをカバーする保険を義務付けた（年間5100ユーロ以上を稼いだ場合）。

ドイツにおける最近の動き

＜労働者概念＞
労働者概念は統一的。拡張概念として、「労働者類似の者」があり、労働保護法（安全・健康の確保・改善）等の対象となる。

＜最近の動き＞
2015年４月より「労働4.0」という対話プロジェクトに着手。「クラウドワーク法」の導入や、従来の家内労働法の規定を準用する手法が可能性として示されている。

※「『労働者』の法的概念に関する比較法研究」（2006年JILPT）、検討会でのヒアリング、村田委員提出資料、「Business Labor Trend 2017.12」（2017年JILPT） より

6

雇用類似の働き方に関する保護等の在り方及び今後の検討課題等

○　今後、雇用類似の働き方について、事業者間取引としてのみとらえるか、労働者に準じるものとしてとらえるかといった点について、更に議論を深めていくことが必要。

○　その際、安心・納得して働くことができるようにし、働く人にとっても経済社会全体の付加価値の源泉としても望まれる働き方となるようにするためにはどうしたらよいかという観点から、「雇用類似の働き方の者」や保護の内容をどのように考えるかといった点も並行しつつ、精力的に議論を進めることが求められる。

○　保護する必要があるとすれば、ガイドラインの策定、労働者性の範囲の解釈の拡大や労働者概念の再定義、労働関係法令等の保護を拡張して与える制度を用意等の様々な方法が考えられるが、保護の必要性について検討する中で議論すべき。

（１）「雇用類似の働き方の者」について

○　発注者から仕事の委託を受けるなどして主として個人で役務の提供を行い、その対償として報酬を受ける者を対象としてはどうかとの意見。

○　しかし、情報の質及び量の格差や交渉力の格差があること、発注者から委託を受けた仕事から得る報酬が生活の糧となることから、契約内容が一方的に決定されてワーカーにとって不本意な契約となったり、契約内容が一方的に変更されてもそれを許容してしまう状況もあると考えられることを踏まえると、上記の者の中でも、さらに、このような不本意な契約を受け入れざるを得ない状態（これを経済的従属性と呼ぶことも考えられる）である者について「雇用類似の働き方の者」とする視点が考えられる。

※　請負契約等と称していても、発注者との関係において使用従属性がある場合は、労働基準法上の労働者に該当し、労働者として労働関係法令等の対象となることに留意。

○　雇用関係によらない働き方の者について様々な課題が考えられる中、その課題に対応する保護の内容によって、対象者の具体的な要件が必ずしも同一になるとは限らない。

○　本検討会では雇用関係によらない働き方の一部について把握したに過ぎず、現時点で、「雇用類似の働き方の者」について画一的に定義することは困難。保護の必要性も含め、保護の内容とともに、引き続き、実態把握をしつつ、分析をしていくことが必要。

7

（２）検討会で挙げられた保護の内容等

○　把握したワーカーの問題意識等を、以下のように課題等として整理。これらに対する労働政策に関する方策について、その必要性も含め、今後検討を進めていくことが考えられる。

○　保護の必要性を検討するに当たっては、経済法（独占禁止法、下請法）との関係にも留意が必要。

●契約条件の明示
●契約内容の決定・変更・終了のルールの明確化、契約の履行確保
●報酬額の適正化
●スキルアップやキャリアアップ
●出産、育児、介護等との両立
●発注者からのセクシュアルハラスメント等の防止
●仕事が原因で負傷し又は疾病にかかった場合、仕事が打ち切られた場合等の支援
●紛争が生じた際の相談窓口等
●その他（マッチング支援、社会保障等）

（３）把握すべき事項

○　雇用関係によらない働き方について、就業状況別や発注者との関係性、専業兼業の状況、このような働き方の経験年数や選択した理由等も含め、更に細分化して実態を見ていく必要性を指摘。

○　雇用類似の働き方の者の数の推計を含め、雇用類似の働き方の者の全体像の把握についても検討が必要。

○　シェアリングエコノミーの分野についても、更なる実態把握と検討が必要。

○　諸外国の制度の詳細や運用等について調査、把握が必要。

8

労働政策審議会労働政策基本部会報告書（抜粋）

（平成30年９月５日　労働政策審議会　了承）

第３章　時間・空間・企業に縛られない働き方について

1. 時間・空間・企業に縛られない働き方に関する現状　（略）

2. 時間・空間・企業に縛られない働き方に関する今後の課題

（1）雇用類似の働き方

雇用関係によらない働き方が拡大している中、労働行政でも従来の労働基準法上の労働者だけでなく、より幅広く多様な働く人を対象とし、必要な施策を考えることが求められている。

雇用関係によらない働き方は多種多様であって、行政が介入すべき問題は何か、問題の原因は何か、誰が保護の対象となり得るのか、業種や職種によってどのような違いがあるか等、このような働き方が拡大している背景や理由なども踏まえながら、検討を進めることが必要である。

また、仮に保護する必要があるとすれば、発注者と雇用類似の働き方の者に関するガイドラインを策定して対応することのほか、個別のケースに対し労働者性の範囲を解釈により積極的に拡大して保護を及ぼす方法、労働基準法上の労働者概念を再定義（拡大）する方法、雇用類似の働き方の者に対し、労働関係法令等の保護を拡張して与える制度を用意する方法など、様々な方法が考えられる。いずれにしても、保護の対象や保護の内容の検討なしに結論は得られないことから、保護の必要性について検討する中で議論すべきである。

雇用類似の働き方に関する保護等の在り方については、このような様々な課題について、法律、経済学等の専門家による検討に速やかに着手することが必要である。

検討に当たっては、保護の対象者たる「雇用類似の働き方の者」、契約条件の明示、契約内容の決定・変更・終了のルールの明確化、スキルアップやキャリアアップ、出産、育児、介護等との両立、集団的労使関係、社会保障等の保護の内容及び保護の方法について、実態把握と並行して検討を進めていくことが必要である。その際には、「雇用類似の働き方に関する検討会」報告書で把握した実態や課題、また、今後更に把握すべきと指摘された事項を基に、雇用類似の働き方の者、雇用労働者双方を含めて関係者が納得感を得られるよう、総合的に議論を進めていくべきである。

（2）・（3）　（略）

9

「規制改革実施計画」（抄）
（平成30年6月15日閣議決定）

6．投資等分野

（5）放送を巡る規制改革（制作現場が最大限力を発揮できる環境整備）

事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
制作関連の取引、働き方など制作現場の更なる環境改善	g 放送に係る制作現場でのフリーランスなど雇用類似の働き方について、総務省の協力を得て、実態と課題の整理・分析を行い、雇用類似の働き方の保護等の在り方についての全般的な検討の材料とするとともに、放送に係る制作現場における当面の必要な措置につき検討する。	g:全般的な検討は平成30年度以降。放送制作現場に係る整理・分析・検討は平成31年上期までに結論	g:総務省 厚生労働省

「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」（抄）
（令和元年6月21日閣議決定）

＜成長戦略フォローアップ＞

Ⅱ．全世代型社会保障への改革

3．多様で柔軟な働き方の拡大

（2）新たに講ずべき具体的施策

ｉ）多様で柔軟な働き方の拡大

② 雇用関係によらない働き方（フリーランス等）の環境整備

契約条件の明示、契約内容の決定・変更・終了のルールの明確化、報酬額の適正化など、フリーランスなどの雇用関係によらない働き方における諸課題について、法的保護の必要性も含めた中長期的な検討を進めるに当たり、「雇用類似の働き方に係る論点整理等に関する検討会」において、2019年の夏までに一定の取りまとめを行うとともに、特に優先すべき検討課題については、スピード感を持った検討を進める。

独立行政法人労働政策研究・研修機構
雇用類似の働き方の者に関する調査・試算結果等（速報）

雇用類似の働き方の者に関する試算結果

（個人請負型の就業者の人数）

○発注者から仕事の委託を受け、主として個人で役務を提供し、その対償として報酬を得る者に関し、人数を試算。

※「雇用類似の働き方」については、「雇用類似の働き方に係る論点整理等に関する検討会」で検討中であり、現時点で対象者は決まっていないことに留意が必要

○５ページ以降の調査内容にて把握された条件に基づき、試算した結果は以下のとおり。

※インターネット調査であることや、各設問の条件に該当すると回答した者の人数を試算していること等に留意が必要

全体
（本業＋副業）

・「ふだん、何か収入になる仕事をしている」者を対象
・収入になる仕事の内容（2つ以上している場合には、収入次点の仕事まで）を確認
・ここでの「自身で事業等を営んでいる者」は、「法人（会社など）の経営者」、「個人事業主」「個人業務請負・受託」「自由業、フリーランス」「インディペンデント・コントラクター」「クラウドワーカー」「自営型テレワーカー、在宅ワーカー」「シルバー人材センターの会員」「内職」「農家や漁業者」を選択した者

自身で事業等を営んでいる者　**約５３８万人**

雇われない働き方（※）
※「個人業務請負・受託」「自由業、フリーランス」「インディペンデント・コントラクター」「クラウドワーカー」「自営型テレワーカー、在宅ワーカー」「シルバー人材センターの会員」「内職」を選択した者
約１８８万人

法人の経営者、個人事業主で「店主」ではない者
（「法人（会社など）の経営者」「個人事業主」で、自身の店舗を構えて、主に一般の消費者を相手に、商品・サービスの販売や飲食の提供等を行っている「店主」ではない者）
約２０２万人

従業員を常時使用していない
※家族従業員のみ使用する場合を含む
約３６７万人

発注者から「業務・作業の依頼（委託）」を受けて行う仕事
約２２８万人

主に「事業者」を直接の取引先（※）
※主な取引先が仲介事業者自身の者や仲介事業者を通じているが主な相手先は「分からない」という者も含む
約１７０万人

主に「一般の消費者」を直接の取引先
約５８万人

※小数点以下・四捨五入の関係で、内訳の合算が計に一致しない場合がある。

雇用類似の働き方の者に関する試算結果
（個人請負型の就業者の人数）

本業（※）

・「ふだん、何か収入になる仕事をしている」者を対象
・収入になる仕事の内容（2つ以上している場合には、収入次点の仕事まで）を確認
・ここでの「自身で事業等を営んでいる者」は、「法人（会社など）の経営者」、「個人事業主」「個人業務請負・受託」「自由業、フリーランス」「インディペンデント・コントラクター」「クラウドワーカー」「自営型テレワーカー、在宅ワーカー」「シルバー人材センターの会員」「内職」「農家や漁業者」を選択した者

※ここでの「本業」とは、収入になる仕事が「1つ」で「自身で事業等を営んでいる者」又は収入になる仕事が「2つ以上」で収入最多の仕事が「自身で事業等を営んでいる者」とする。

（収入になる仕事が１つの仕事で、又は２つ以上で収入最多の仕事として）自身で事業等を営んでいる者　**約４１６万人**

雇われない働き方（※）
※「個人業務請負・受託」「自由業、フリーランス」「インディペンデント・コントラクター」「クラウドワーカー」「自営型テレワーカー、在宅ワーカー」「シルバー人材センターの会員」「内職」を選択した者
約１２０万人

法人の経営者、個人事業主で「店主」ではない者
（「法人（会社など）の経営者」「個人事業主」で、自身の店舗を構えて、主に一般の消費者を相手に、商品・サービスの販売や飲食の提供等を行っている「店主」ではない者）
約１７０万人

従業員を常時使用していない
※家族従業員のみ使用する場合を含む
約２７０万人

発注者から「業務・作業の依頼（委託）」を受けて行う仕事
約１６９万人

主に「事業者」を直接の取引先（※）
※主な取引先が仲介事業者自身の者や仲介事業者を通じているが主な相手先は「分からない」という者も含む
約１３０万人

主に「一般の消費者」を直接の取引先
約３９万人

※小数点以下・四捨五入の関係で、内訳の合算が計に一致しない場合がある。

2

雇用類似の働き方の者に関する試算結果
（個人請負型の就業者の人数）

副業（※）

・「ふだん、何か収入になる仕事をしている」者を対象
・収入になる仕事の内容（2つ以上している場合には、収入次点の仕事まで）を確認
・ここでの「自身で事業等を営んでいる者」は、「法人（会社など）の経営者」、「個人事業主」「個人業務請負・受託」「自由業、フリーランス」「インディペンデント・コントラクター」「クラウドワーカー」「自営型テレワーカー、在宅ワーカー」「シルバー人材センターの会員」「内職」「農家や漁業者」を選択した者

※ここでの「副業」とは、収入になる仕事が「2つ以上」で収入最多の仕事が「雇用者等」（「自身で事業等を営んでいる者」でない者）で、かつ収入次点の仕事が「自身で事業等を営んでいる者」とする。

（収入次点の仕事として）自身で事業等を営んでいる者　**約１２２万人**

雇われない働き方（※）
※「個人業務請負・受託」「自由業、フリーランス」「インディペンデント・コントラクター」「クラウドワーカー」「自営型テレワーカー、在宅ワーカー」「シルバー人材センターの会員」「内職」を選択した者
約６８万人

法人の経営者、個人事業主で「店主」ではない者
（「法人（会社など）の経営者」「個人事業主」で、自身の店舗を構えて、主に一般の消費者を相手に、商品・サービスの販売や飲食の提供等を行っている「店主」ではない者）
約３２万人

従業員を常時使用していない
※家族従業員のみ使用する場合を含む
約９７万人

発注者から「業務・作業の依頼（委託）」を受けて行う仕事
約５９万人

主に「事業者」を直接の取引先（※）
※主な取引先が仲介事業者自身の者や仲介事業者を通じているが主な相手先は「分からない」という者も含む
約４０万人

主に「一般の消費者」を直接の取引先
約１９万人

※小数点以下・四捨五入の関係で、内訳の合算が計に一致しない場合がある。

3

調査・試算方法等について

調査・試算方法（概要）

<u>１．調査手法</u>

○　インターネット調査を用い、平成29年就業構造基本調査（総務省）の分布に基づく母集団拡大補正（ウェートバック集計）を行い、雇用類似の働き方の者等に関する人数の試算等を行ったもの。

○　母集団拡大補正は、平成29年就業構造基本調査の「雇用者等」（会社等の役員含む、家族従事者（無給）除く）と「自営業主（内職含む）」別とする（「雇用者等」については原則「副業」として、雇用類似の働き方の状況等を把握）。

○　「雇用者等」と「自営業主（内職含む）」別に回収目標数を設定（詳細は８ページご参照）

○　回収目標数は「雇用者等」と「自営業主（内職含む）」を各１万人程度に設定

○　調査会社からWebモニターに対し、広く協力を依頼

<u>２．調査期間</u>

2019年1月15日～2月7日　（スクリーニング調査）
2019年1月28日～2月21日　（本調査）

※なお、速報値であり、確報で変動する場合がある。

1．調査対象等

調査対象は「国内在住」の「20～69歳」で「ふだん何か収入（※1）になる仕事をしている者」とする（※2）

（いずれかに合致しない＝調査対象外とする）

※1：収入＝賃金・給与、報酬、謝礼、事業所得（売上等）など、仕事（働くこと）の対償として得られるもの、と注釈。

※2：就業構造基本調査と同じユージュアルベースで把握。仕事をしている＝全く仕事をしていない（家事のみ、通学のみ等）以外。「ふだん仕事をしており、今後もしていくことになっている」場合を指す（家業の手伝いや内職も含む）、と定義。なお、季節的な仕事や病気、育児・介護等で一時的に休んでいる場合も含み、仕事をしたりしなかったり等の場合は年間30日以上を目安とする、と注釈。

「収入になる仕事」の内容を尋ね、その内容に応じて下記のとおり、「雇用者等」（緑色）か「自営業主（内職含む）」（黄色）のいずれかに振分ける。なお、「収入になる仕事」を複数している場合には、「収入最多」の仕事を振分け基準にする。

＜会社などに雇われている＞
1　会社などの役員をしている（理事、顧問等）
2　正社員・正職員
3　パート・アルバイト
4　契約社員、臨時・非常勤職員
5　定年後の再雇用
6　派遣社員
7　家族が経営する会社などの従業員（無給の場合のみ）

＜自身で事業等を営んでいる＞
8　法人（会社など）の経営者
9　個人事業主
10　個人業務請負・受託
11　自由業、フリーランス
12　インディペンデント・コントラクター
13　クラウドワーカー（クラウドソーシング会社を通じて、仕事を受注している）
14　自営型テレワーカー、在宅ワーカー
15　シルバー人材センターの会員
16　内職
17　農家や漁業者

＜その他＞
「雇用者等」にウェートバック
「自営業主（内職含む）」にウェートバック

試算時の原母集団（平成29年就業構造基本調査・全国編　表№1200より作成）

自営業主（内職含む）　※学歴には「在学中」を含む　3,096,200 人

男性	小学・中学	高校・旧制中	専門学校（2年未満）	専門学校（2～4年未満）	専門学校（4年以上）	短大	高専	大学	大学院
20～24歳	3,900	17,200	300	2,300	-	300	200	1,700	200
25～29歳	11,500	22,400	4,500	7,500	-	800	200	12,400	2,400
30～34歳	21,800	45,800	10,200	15,800	200	2,200	600	33,400	4,300
35～39歳	28,900	87,800	14,900	27,300	-	3,500	3,600	50,800	6,800
40～44歳	43,800	130,600	34,200	32,400	100	7,300	2,900	61,100	8,000
45～49歳	49,100	155,700	36,500	38,300	-	8,000	3,800	75,600	7,800
50～54歳	34,600	154,800	34,300	27,800	100	9,000	4,400	77,300	8,900
55～59歳	32,400	164,600	29,900	26,300	-	11,000	4,100	102,100	9,100
60～64歳	75,300	209,900	30,700	21,200	-	12,400	5,900	134,500	7,200
65～69歳	155,700	343,000	38,500	19,800	-	13,800	6,600	141,600	8,500

雇用者等（会社等の役員含む）　30,392,400 人

男性	小学・中学	高校・旧制中	専門学校（2年未満）	専門学校（2～4年未満）	専門学校（4年以上）	短大	高専	大学	大学院
20～24歳	67,400	715,700	111,600	180,800	22,300	27,800	34,500	894,900	46,200
25～29歳	102,800	781,200	115,000	230,000	38,200	35,800	38,800	1,201,200	228,900
30～34歳	127,100	898,100	164,300	310,400	19,100	58,400	38,300	1,276,200	260,300
35～39歳	158,400	1,108,800	173,300	342,500	5,200	71,300	50,800	1,256,800	265,500
40～44歳	197,200	1,468,200	248,000	376,000	2,400	92,000	62,000	1,409,900	225,000
45～49歳	208,900	1,576,800	205,500	320,200	1,100	87,700	61,600	1,352,600	185,600
50～54歳	157,900	1,430,000	142,700	179,700	-	63,000	47,900	1,237,500	137,300
55～59歳	144,000	1,235,100	120,100	112,000	-	53,800	45,200	1,217,900	104,000
60～64歳	246,600	1,057,800	93,900	62,700	500	41,200	38,500	908,300	75,400
65～69歳	338,700	847,000	64,500	42,300	-	26,700	27,600	507,100	46,900

自営業主（内職含む）　1,063,000 人

女性	小学・中学	高校・旧制中	専門学校（2年未満）	専門学校（2～4年未満）	専門学校（4年以上）	短大	高専	大学	大学院
20～24歳	1,100	11,600	800	1,700	-	500	-	2,100	-
25～29歳	3,400	11,800	3,300	5,800	700	3,400	100	11,800	600
30～34歳	2,800	25,100	7,200	9,900	-	5,000	200	18,600	3,900
35～39歳	3,900	26,600	10,700	16,100	300	9,400	-	28,800	3,000
40～44歳	5,800	35,000	14,500	18,500	-	22,800	200	33,600	3,100
45～49歳	6,500	40,700	13,400	14,100	-	24,300	400	30,800	2,900
50～54歳	5,300	39,800	12,300	8,400	-	24,200	1,000	25,300	1,800
55～59歳	6,200	43,600	13,300	9,700	-	24,600	400	26,600	2,700
60～64歳	14,400	55,800	14,900	8,100	-	21,500	1,000	20,400	1,100
65～69歳	32,900	83,900	21,900	10,400	-	16,800	900	15,900	1,100

※学歴不明を除く男女計＝4,159,200人となる（学歴不明を含めると4,216,600人となっている）。

雇用者等（会社等の役員含む）　24,937,400 人

女性	小学・中学	高校・旧制中	専門学校（2年未満）	専門学校（2～4年未満）	専門学校（4年以上）	短大	高専	大学	大学院
20～24歳	43,200	481,400	123,000	266,200	14,900	210,700	15,300	881,500	12,500
25～29歳	67,700	522,000	122,500	291,800	16,200	250,200	17,400	1,042,100	83,300
30～34歳	92,200	616,200	143,100	362,000	12,800	303,300	17,500	833,700	81,700
35～39歳	77,800	748,700	168,000	373,400	3,200	467,400	24,900	715,600	78,600
40～44歳	99,600	1,069,900	240,700	431,600	2,900	744,800	29,900	657,400	68,300
45～49歳	102,400	1,354,100	221,200	388,300	800	749,000	23,600	521,500	38,500
50～54歳	75,200	1,321,300	178,300	288,900	300	605,200	20,300	372,200	29,300
55～59歳	74,900	1,112,300	151,900	228,200	200	514,600	14,400	314,400	19,900
60～64歳	168,900	950,300	99,000	128,700	-	306,600	12,800	198,200	13,200
65～69歳	259,400	747,500	83,600	84,500	-	135,700	9,900	81,300	9,500

※学歴不明を除く男女計＝55,329,800人となる（学歴不明を含めると55,891,800人となっている）。

回収目標数

各左側の表：平成29年就業構造基本調査・全国編　表№1200より作成
雇用者等計9,998人分（約1/5534）、自営業主（内職含む）計10,001人分（約1/416）
ウェート値：5534.086817363470　　ウェート値：415.8784121587840

各右側の表：平成29年就業構造基本調査・都道府県編　表№801より作成
合わせて、地域ブロック別でも均整ある回収に努める

自営業主（内職含む）計　10,001 人

男性　7,446 人

男性	小学・中学、高校・旧制中	短大、高専、専門学校	大学、大学院
20歳代	133	38	41
30歳代	444	189	229
40歳代	911	393	367
50歳代	929	353	474
60歳代	1,885	358	702

（参考値）	7,440	構成比%
北海道	294	4.0
東北	581	7.8
南関東	1,899	25.5
北関東・甲信	653	8.8
北陸	297	4.0
東海	825	11.1
近畿	1,210	16.3
中国	394	5.3
四国	269	3.6
九州	1,018	13.7

女性　2,555 人

女性	小学・中学、高校・旧制中	短大、高専、専門学校	大学、大学院
20歳代	68	39	35
30歳代	140	142	130
40歳代	211	261	169
50歳代	228	225	135
60歳代	450	229	93

（参考値）	2,558	構成比%
北海道	99	3.9
東北	188	7.3
南関東	748	29.2
北関東・甲信	196	7.7
北陸	115	4.5
東海	282	11.0
近畿	387	15.1
中国	162	6.3
四国	82	3.2
九州	299	11.7

雇用者等計　9,998 人

男性　5,492 人

男性	小学・中学、高校・旧制中	短大、高専、専門学校	大学、大学院
20歳代	302	151	428
30歳代	414	223	553
40歳代	624	263	573
50歳代	536	138	487
60歳代	450	72	278

（参考値）	5,490	構成比%
北海道	213	3.9
東北	370	6.7
南関東	1,730	31.5
北関東・甲信	419	7.6
北陸	224	4.1
東海	681	12.4
近畿	848	15.4
中国	304	5.5
四国	145	2.6
九州	556	10.1

女性　4,506 人

女性	小学・中学、高校・旧制中	短大、高専、専門学校	大学、大学院
20歳代	202	240	365
30歳代	277	339	309
40歳代	474	512	232
50歳代	467	362	133
60歳代	384	156	54

（参考値）	4,510	構成比%
北海道	182	4.0
東北	305	6.8
南関東	1,340	29.7
北関東・甲信	338	7.5
北陸	191	4.2
東海	542	12.0
近畿	719	15.9
中国	257	5.7
四国	128	2.8
九州	508	11.3

※学歴には「在学中」を含む

調査における実際のウェート値

自営業主（内職含む）計　4,159,200 人

男性　3,096,200 人

男性	小学・中学、高校・旧制中	短大、高専、専門学校	大学、大学院
20歳代	55,000	16,100	16,700
30歳代	184,300	78,300	95,300
40歳代	379,200	163,500	152,500
50歳代	386,400	146,900	197,400
60歳代	783,900	148,900	291,800

＝

自営業主（内職含む）計　8,379 人

男性　6,101 人

男性	小学・中学、高校・旧制中	短大、高専、専門学校	大学、大学院
20歳代	52	21	41
30歳代	214	144	229
40歳代	817	393	367
50歳代	929	353	474
60歳代	1,007	358	702

×

	基本ウェート値	415.8784121587840	
男性	小学・中学、高校・旧制中	短大、高専、専門学校	大学、大学院
20歳代	1,057.692307692310	766.666666666667	407.317073170732
30歳代	861.214953271028	543.750000000000	416.157205240175
40歳代	464.137086903305	416.030534351145	415.531335149864
50歳代	415.931108719053	416.147308781870	416.455696202532
60歳代	778.450844091361	415.921787709497	415.669515669516

女性　1,063,000 人

女性	小学・中学、高校・旧制中	短大、高専、専門学校	大学、大学院
20歳代	27,900	16,300	14,500
30歳代	58,400	58,800	54,300
40歳代	88,000	108,200	70,400
50歳代	94,900	93,900	56,400
60歳代	187,000	95,500	38,500

＝

女性　2,278 人

女性	小学・中学、高校・旧制中	短大、高専、専門学校	大学、大学院
20歳代	68	39	35
30歳代	140	142	130
40歳代	211	261	169
50歳代	228	225	135
60歳代	173	229	93

×

	基本ウェート値	415.8784121587840	
女性	小学・中学、高校・旧制中	短大、高専、専門学校	大学、大学院
20歳代	410.294117647059	417.948717948718	414.285714285714
30歳代	417.142857142857	414.084507042254	417.692307692308
40歳代	417.061611374408	414.559386973180	416.568047337278
50歳代	416.228070175439	417.333333333333	417.777777777778
60歳代	1,080.924855491330	417.030567685590	413.978494623656

雇用者等計　55,329,800 人

男性　30,392,400 人

男性	小学・中学、高校・旧制中	短大、高専、専門学校	大学、大学院
20歳代	1,667,100	834,800	2,371,200
30歳代	2,292,400	1,233,600	3,058,800
40歳代	3,451,100	1,456,500	3,173,100
50歳代	2,967,000	764,400	2,696,700
60歳代	2,490,100	397,900	1,537,700

＝

雇用者等計　9,998 人

男性　5,492 人

男性	小学・中学、高校・旧制中	短大、高専、専門学校	大学、大学院
20歳代	302	151	428
30歳代	414	223	553
40歳代	624	263	573
50歳代	536	138	487
60歳代	450	72	278

×

	基本ウェート値	5534.0868173634700	
男性	小学・中学、高校・旧制中	短大、高専、専門学校	大学、大学院
20歳代	5,520.198675496690	5,528.476821192050	5,540.186915887850
30歳代	5,537.198067632850	5,531.838565022420	5,531.283905967450
40歳代	5,530.608974358970	5,538.022813688210	5,537.696335078530
50歳代	5,535.447761194030	5,539.130434782610	5,537.371663244350
60歳代	5,533.555555555560	5,526.388888888890	5,531.294964028780

女性　24,937,400 人

女性	小学・中学、高校・旧制中	短大、高専、専門学校	大学、大学院
20歳代	1,114,300	1,328,200	2,019,400
30歳代	1,534,900	1,875,600	1,709,600
40歳代	2,626,000	2,832,800	1,285,700
50歳代	2,583,700	2,002,300	735,800
60歳代	2,126,100	860,800	302,200

＝

女性　4,506 人

女性	小学・中学、高校・旧制中	短大、高専、専門学校	大学、大学院
20歳代	202	240	365
30歳代	277	339	309
40歳代	474	512	232
50歳代	467	362	133
60歳代	384	156	54

×

	基本ウェート値	5534.0868173634700	
女性	小学・中学、高校・旧制中	短大、高専、専門学校	大学、大学院
20歳代	5,516.336633663370	5,534.166666666670	5,532.602739726030
30歳代	5,541.155234657040	5,532.743362831860	5,532.686084142390
40歳代	5,540.084388185650	5,532.812500000000	5,541.810344827590
50歳代	5,532.548179871520	5,531.215469613260	5,532.330827067670
60歳代	5,536.718750000000	5,517.948717948720	5,596.296296296300

※回収目標数を充足出来ないセル（赤字）については、ウェート値の再計算で対応

2．調査の内容（スクリーニング調査関係）

人数の試算に関係する部分に係るスクリーニング調査の流れは、おおむね以下のとおり。

3．試算された人数

○この調査において、前ページの調査内容にて把握された条件に基づき、試算した結果は以下のとおり。
○インターネット調査を活用していること、ユージュアルベースで把握していること等を前提にした数値であることに留意が必要。

	本業（収入になる仕事１つ）	本業（収入になる仕事２つ以上）	副業	計（左記の単純計）
「自身で事業等を営んでいる者」計	3,279,291	879,909	1,223,092	5,382,292
うち、「個人業務請負・受託」「自由業、フリーランス」「インディペンデント・コントラクター」「クラウドワーカー」「自営型テレワーカー、在宅ワーカー」「シルバー人材センターの会員」「内職」	859,872	340,171	675,226	1,875,269
うち、「法人（会社など）の経営者」「個人事業主」で、自身の店舗を構えて、主に一般の消費者を相手に、商品・サービスの販売や飲食の提供等を行っている「店主」ではない	1,384,522	318,596	320,974	2,024,092
上記計	2,244,394	658,768	996,200	3,899,362

上記計のうち、自身が雇用主となって、従業員を常時、使用していないか、常時使用していても家族従業員のみである	2,076,822				623,746				974,058				3,674,626
うち、発注者から「業務・作業の依頼（委託）」を受けて行う仕事である	1,279,377				413,490				586,678				2,279,545
仕事で直接、取引している主な取引先	「事業者」	「一般の消費者」	「仲介事業者自身」	仲介事業者経由で、直接の取引先は分からない	「事業者」	「一般の消費者」	「仲介事業者自身」	仲介事業者経由で、直接の取引先は分からない	「事業者」	「一般の消費者」	「仲介事業者自身」	仲介事業者経由で、直接の取引先は分からない	-
	887,871	283,092	73,999	34,415	271,730	105,875	25,733	10,151	321,055	188,123	38,743	38,757	—

	「事業者」を直接の取引先とする	「一般の消費者」を直接の取引先とする
上記の各該当セル計	1,702,455	577,090

※ここでの「自身で事業等を営んでいる者」とは、「法人（会社など）の経営者」、「個人事業主」「個人業務請負・受託」「自由業、フリーランス」「インディペンデント・コントラクター」「クラウドワーカー」「自営型テレワーカー、在宅ワーカー」「シルバー人材センターの会員」「内職」「農家や漁業者」を選択した者とする。
※ここでの「本業」とは、収入になる仕事が「１つ」で「自身で事業等を営んでいる者」又は収入になる仕事が「２つ以上」で収入最多の仕事が「自身で事業等を営んでいる者」とする。なお、収入最多の仕事が「農家や漁業者」であり、かつ収入次点の仕事も「農家や漁業者」を選択した者を除く。
※ここでの「副業」とは、収入になる仕事が「２つ以上」で収入最多の仕事が「雇用者等」（「自身で事業等を営んでいる者」でない者）で、かつ収入次点の仕事が「自身で事業等を営んでいる者」とする。

※ウェートバック時の小数点以下・四捨五入の関係で、内訳の合算が計に一致しない場合がある。

４．本調査（実態調査）の調整等

○本調査については、有効回答全数を対象に実施した上で、その回答を圧縮（回収が下回ったセルは拡大）。
○具体的には、有効回答全数ベースの本調査対象者に調査票を配付し、その回答を雇用者等9,998人と自営業主8,379人の回収を基に割り出された、本来の（スクリーニング調査とひと続きで、本調査を行っていた場合に回答が得られたであろう）本調査の対象者数に圧縮又は拡大するため、性別×年齢層別×学歴別に「調整倍率」（本調査の対象者数÷回答者数）を算出。以降の集計では、先述のウェート値×調整倍率による補正を行った。

自営業主（内職含む）		ＳＣＲ調査結果（8,379人ベース）を基に算出された本調査の対象者数		有効回答全数を対象に実施した結果、得られた本調査の回答者数		本調査の対象者数÷回答者数で算出された調整倍率	
		事業者	一般の消費者	事業者	一般の消費者	事業者	一般の消費者
男性20-29歳	小学・中学・高校	17	4	13	3	1.307692307692310	1.333333333333330
	専門・専修、短大・高専	5	1	3	1	1.666666666666670	1
	大学・大学院	12	6	18	6	0.666666666666667	1
男性30-39歳	小学・中学・高校	57	22	48	17	1.187500000000000	1.294117647058820
	専門・専修、短大・高専	34	13	27	11	1.259259259259260	1.181818181818180
	大学・大学院	73	27	79	30	0.924050632911392	0.900000000000000
男性40-49歳	小学・中学・高校	247	94	230	84	1.073913043478260	1.119047619047620
	専門・専修、短大・高専	91	26	133	39	0.684210526315789	0.666666666666667
	大学・大学院	106	37	262	85	0.404580152671756	0.435294117647059
男性50-59歳	小学・中学・高校	280	76	350	89	0.800000000000000	0.853932584269663
	専門・専修、短大・高専	123	24	279	51	0.440860215053763	0.470588235294118
	大学・大学院	151	38	617	135	0.244732576985413	0.281481481481481
男性60-69歳	小学・中学・高校	310	97	275	89	1.127272727272730	1.089887640449440
	専門・専修、短大・高専	120	22	140	28	0.857142857142857	0.785714285714286
	大学・大学院	243	44	627	133	0.387559808612440	0.330827067669173
女性20-29歳	小学・中学・高校	28	7	35	14	0.800000000000000	0.500000000000000
	専門・専修、短大・高専	16	5	30	9	0.533333333333333	0.555555555555556
	大学・大学院	12	11	36	19	0.333333333333333	0.578947368421053
女性30-39歳	小学・中学・高校	50	10	64	21	0.781250000000000	0.476190476190476
	専門・専修、短大・高専	55	16	91	28	0.604395604395604	0.571428571428571
	大学・大学院	54	25	124	47	0.435483870967742	0.531914893617021
女性40-49歳	小学・中学・高校	74	22	95	27	0.778947368421053	0.814814814814815
	専門・専修、短大・高専	98	32	136	51	0.720588235294118	0.627450980392157
	大学・大学院	75	24	181	49	0.414364640883978	0.489795918367347
女性50-59歳	小学・中学・高校	63	28	86	30	0.732558139534884	0.933333333333333
	専門・専修、短大・高専	79	25	146	58	0.541095890410959	0.431034482758621
	大学・大学院	70	7	181	31	0.386740331491713	0.225806451612903
女性60-69歳	小学・中学・高校	45	12	31	10	1.451612903225810	1.200000000000000
	専門・専修、短大・高専	48	22	40	19	1.200000000000000	1.157894736842110
	大学・大学院	26	9	70	23	0.371428571428571	0.391304347826087
男女・全学歴計		2,662	786	4,447	1,237		

雇用者等		ＳＣＲ調査結果（9,998人ベース）を基に算出された本調査の対象者数		有効回答全数を対象に実施した結果、得られた本調査の回答者数		本調査の対象者数÷回答者数で算出された調整倍率	
		事業者	一般の消費者	事業者	一般の消費者	事業者	一般の消費者
男性20-29歳	小学・中学・高校	0	2	0	3	0	0.666666666666667
	専門・専修、短大・高専	0	0	0	1	0	0
	大学・大学院	4	3	5	5	0.800000000000000	0.600000000000000
男性30-39歳	小学・中学・高校	1	0	11	2	0.090909090909091	0
	専門・専修、短大・高専	3	2	7	4	0.428571428571429	0.500000000000000
	大学・大学院	3	1	15	5	0.200000000000000	0.200000000000000
男性40-49歳	小学・中学・高校	2	4	9	8	0.222222222222222	0.500000000000000
	専門・専修、短大・高専	1	1	4	7	0.250000000000000	0.142857142857143
	大学・大学院	2	2	27	7	0.074074074074074	0.285714285714286
男性50-59歳	小学・中学・高校	4	1	8	6	0.500000000000000	0.166666666666667
	専門・専修、短大・高専	0	1	7	4	0	0.250000000000000
	大学・大学院	6	1	36	9	0.166666666666667	0.111111111111111
男性60-69歳	小学・中学・高校	2	3	10	5	0.200000000000000	0.600000000000000
	専門・専修、短大・高専	0	1	12	6	0	0.166666666666667
	大学・大学院	4	1	55	14	0.072727272727273	0.071428571428571
女性20-29歳	小学・中学・高校	0	1	5	9	0	0.111111111111111
	専門・専修、短大・高専	2	0	8	1	0.250000000000000	0
	大学・大学院	3	0	18	7	0.166666666666667	0
女性30-39歳	小学・中学・高校	2	1	17	9	0.117647058823529	0.111111111111111
	専門・専修、短大・高専	5	2	22	6	0.227272727272727	0.333333333333333
	大学・大学院	4	0	33	6	0.121212121212121	0
女性40-49歳	小学・中学・高校	5	1	21	9	0.238095238095238	0.111111111111111
	専門・専修、短大・高専	4	0	38	11	0.105263157894737	0
	大学・大学院	4	2	45	16	0.088888888888889	0.125000000000000
女性50-59歳	小学・中学・高校	3	0	22	4	0.136363636363636	0
	専門・専修、短大・高専	2	1	24	9	0.083333333333333	0.111111111111111
	大学・大学院	2	2	25	4	0.080000000000000	0.500000000000000
女性60-69歳	小学・中学・高校	1	0	7	1	0.142857142857143	0
	専門・専修、短大・高専	2	1	10	1	0.200000000000000	1
	大学・大学院	1	0	15	4	0.066666666666667	0
男女・全学歴計		72	34	516	183		

独立行政法人労働政策研究・研修機構
雇用類似の働き方の者に関する調査・試算結果等（速報）
本調査（実態調査）

本調査について

○　調査・試算方法については、参考資料９ページを参照。

○　本調査の対象者については、参考資料10～12ページを参照。

○　本資料で示している割合は、母集団拡大補正後の数を基にした割合である。このため、ｎ＝母集団拡大補正後の回答対象者数（参考値）と表記している。なお、調整方法については、参考資料13ページを参照。

○　本資料で用いている用語については、以下のとおり。

本業：本調査の対象者であって、収入になる仕事が「１つ」で「自身で事業等を営んでいる者」又は収入になる仕事が「２つ以上」で収入最多の仕事が「自身で事業等を営んでいる者」とする。なお、収入最多の仕事が「農家や漁業者」であり、かつ収入次点の仕事も「農家や漁業者」を選択した者を除く。

※　ここでの「自身で事業等を営んでいる者」とは、「法人（会社など）の経営者」「個人事業主」「個人業務請負・受託」「自由業、フリーランス」「インディペンデント・コントラクター」「クラウドワーカー」「自営型テレワーカー、在宅ワーカー」「シルバー人材センターの会員」「内職」「農家や漁業者」を選択した者とする。

副業：本調査の対象者であって、収入になる仕事が「２つ以上」で収入最多の仕事が「雇用者等」（「自身で事業等を営んでいる者」でない者）で、かつ収入次点の仕事が「自身で事業等を営んでいる者」とする。

業務請負等の仕事：主に「事業者」（主に「一般消費者」を取引先とする者については、「一般消費者」）を取引先として、個人又は少人数で「業務・作業の依頼（委託）」を受けて行っている仕事とする。

取引先：原則として、「仲介事業者」ではなく、「直接、契約を結ぶ相手方（事業者）」とする。ただし、事業者から注文・報酬支払いを受けた仲介事業者が、各ワーカーに再注文・報酬支払いを行うケースについては、取引先＝「仲介事業者」とする。

○　なお、四捨五入等の関係で、合計値が１００にならない場合がある。また、速報値であり、確報で変動する場合がある。

属性①

○ 全体で見ると、主に「事業者」を直接の取引先としている者、主に「一般消費者」を直接の取引先としている者ともに、60代の割合が最も高い（31.0%、28.1%）。
○ 主に「事業者」を直接の取引先としている者について、「本業」では、60代の割合（36.2%）が最も高いが、「副業」では、30代及び40代の割合（25.0%）が最も高くなっており、年齢層に差が見られる。

年齢

主に「事業者」を直接の取引先

主に「一般消費者」を直接の取引先

（出所）JILPT「雇用類似の働き方の者に関する調査・試算結果等（速報）」をもとに雇用環境・均等局作成

属性②

○ 性別について、全体で見ると、主に「事業者」を直接の取引先としている者、主に「一般消費者」を直接の取引先としている者、ともに男性が7割弱（65.9%、69.7%）となっている。
○ 主に「事業者」を直接の取引先としている者のうち、「本業」では、男性が7割強（72.4%）となっている一方、「副業」では、男性が4割強（44.4%）となっており、「本業」の方が男性の割合が高い。

性別

主に「事業者」を直接の取引先

主に「一般消費者」を直接の取引先

（出所）JILPT「雇用類似の働き方の者に関する調査・試算結果等（速報）」をもとに雇用環境・均等局作成

属性③

○ 仕事と家事・通学等における主従の状況について、全体でみると、主に「事業者」を直接の取引先としている者、主に「一般消費者」を直接の取引先としている者、ともに「主に仕事をしている」(73.9%、74.0%)が最も高い。
○ 主に「事業者」を直接の取引先としている者のうち、「副業」では、「主に仕事をしている」(65.2%)の割合が全体より低く、「家事が主で、仕事もしている」(28.3%)の割合が比較的高くなっている。

仕事と家事・通学等における主従の状況

主に「事業者」を直接の取引先

主に「一般消費者」を直接の取引先

※ここでの「家事」には育児や介護も含まれる。
(出所)JILPT「雇用類似の働き方の者に関する調査・試算結果等(速報)」をもとに雇用環境・均等局作成

仕事内容①

○ 主に「事業者」を直接の取引先とする者の業務請負等の仕事の具体的な内容は、全体で見ると、「建築・土木、測量技術者(略)」(8.0%)が最も高い。
○ 就業形態別に見ると、「本業」では「建築・土木、測量技術者(略)」(9.6%)、「その他」(7.8%)、「建設・採掘(略)」(7.8%)、「その他サービスの仕事」(7.2%)、「情報処理・通信技術者(略)」(6.7%)及び「製造・生産」(6.7%)の順に割合が高い。
○ また、「副業」では「研究員、教員、講師、インストラクター等」(7.7%)、「その他」(6.9%)、「入力」(6.2%)、「記者、ライター」(6.1%)、「歌手、声楽家、楽器演奏家、俳優、声優、司会、演芸家」(5.3%)の順に割合が高い。

仕事内容(単数回答)

主に「事業者」を直接の取引先

※業務請負等の仕事が複数ある場合には、収入がもっとも多い主な内容について回答。
(出所)JILPT「雇用類似の働き方の者に関する調査・試算結果等(速報)」をもとに雇用環境・均等局作成

仕事内容（単数回答） ※前ページの続き

（出所）JILPT「雇用類似の働き方の者に関する調査・試算結果等（速報）」をもとに雇用環境・均等局作成

仕事内容②

○ 主に「一般消費者」を直接の取引先とする者の業務請負の仕事の具体的な内容は、全体で見ると、「その他サービスの仕事」（12.1%）が最も高い。

○ 就業形態別に見ると、「本業」では「その他サービスの仕事」（12.4%）が、「副業」では「商品の営業・販売、ルート配送販売、勧誘、保険外交員、仲立人、再生資源回収・卸売、不動産仲介・売買等」（13.3%）が最も高い。

主に「一般消費者」を直接の取引先

仕事内容（単数回答）

※業務請負等の仕事が複数ある場合には、収入がもっとも多い主な内容について回答。
（出所）JILPT「雇用類似の働き方の者に関する調査・試算結果等（速報）」をもとに雇用環境・均等局作成

仕事内容（単数回答） ※前ページの続き

（出所）JILPT「雇用類似の働き方の者に関する調査・試算結果等（速報）」をもとに雇用環境・均等局作成

就業期間

○ 主に「事業者」を直接の取引先としている者の業務請負等の仕事を始めてからの期間について、「本業」では「20年以上」（31.8%）が最も高く、次いで、「5年以上10年未満」（15.8%）、「10年以上15年未満」（12.3%）の順に回答の割合が高いが、「副業」では「5年以上10年未満」（20.0%）、「1年以上3年未満」（20.0%）、「3年以上5年未満」（14.6%）の順に割合が高い。

○ 主に「一般消費者」を直接の取引先としている者の業務請負等の仕事を始めてからの期間について、「本業」では「20年以上」（30.1%）が最も高く、次いで、「5年以上10年未満」（16.2%）、「10年以上15年未満」（14.6%）の順に割合が高いが、「副業」では「1年以上3年未満」（21.8%）が最も高く、次いで、「3年以上5年未満」（18.2%）、「5年以上10年未満」（15.6%）の順に割合が高い。

就業期間

主に「事業者」を直接の取引先

主に「一般消費者」を直接の取引先

（出所）JILPT「雇用類似の働き方の者に関する調査・試算結果等（速報）」をもとに雇用環境・均等局作成

現在の働き方を選択した理由①

○ 主に「事業者」を直接の取引先とする者について、業務請負等の仕事を行う上で（会社などに雇われて働くのではなく）現在の働き方を選択した理由は、全体、就業形態別ともに、「働く時間を自分で決められるから」（全体：58.9%／本業：58.3%／副業：60.9%）が最も高く、次いで、「自身の裁量で仕事を進められるから」（全体：46.6%／本業：47.2%／副業：44.5%）、「自身の知識や経験、資格、能力が活かせるから」（全体：43.1%／本業：44.7%／副業：37.8%）の順に割合が高い。

○ 「副業」では、「本業」に比べ、「家計を補助するため」の割合が16.1%と高くなっている。

主に「事業者」を直接の取引先

現在の働き方を選択した理由（複数回答）

（出所）JILPT「雇用類似の働き方の者に関する調査・試算結果等（速報）」をもとに雇用環境・均等局作成

現在の働き方を選択した理由②

○ 主に「一般消費者」を直接の取引先とする者について、業務請負等の仕事を行う上で、（会社などに雇われて働くのではなく）現在の働き方を選択した理由は、全体、就業形態別ともに、「働く時間を自分で決められるから」（全体：65.0%／本業：64.1%／副業：66.9%）が最も高く、次いで、「自身の裁量で仕事を進められるから」（全体：49.6%／本業：49.1%／副業：50.7%）、「自身の知識や経験、資格、能力が活かせるから」（全体：44.6%／本業：43.8%／副業：46.3%）の順に割合が高い。

○ 「副業」では、「本業」に比べ、「家計を補助するため」の割合が11.0%と高くなっている。

主に「一般消費者」を直接の取引先

現在の働き方を選択した理由（複数回答）

（出所）JILPT「雇用類似の働き方の者に関する調査・試算結果等（速報）」をもとに雇用環境・均等局作成

主な就業場所

○ 業務請負等の仕事を行う主な場所について、全体で見ると、主に「事業者」を直接の取引先としている者、主に「一般消費者」を直接の取引先としている者、ともに「自宅」(51.6%、43.7%)が最も高いが、前者の方が割合が高くなっている。次いで、「取引先から随時、指定される場所」(22.6%、19.3%)が高い。

○ 主に「事業者」を直接の取引先としている者のうち、「副業」では、「本業」に比べて「自宅に準じた、自ら選択した場所」の割合が4.7%と低くなっている。

主な就業場所

主に「事業者」を直接の取引先

主に「一般消費者」を直接の取引先

(出所)JILPT「雇用類似の働き方の者に関する調査・試算結果等(速報)」をもとに雇用環境・均等局作成

仕事に携わった日数について

○ 主に「事業者」を直接の取引先としている者の業務請負等の仕事に携わった1か月当たりの平均日数について、「本業」では「21日以上25日以内」(26.8%)が最も高く、次いで、「16日以上20日以内」(23.9%)、「26日以上1ヶ月以内(ほぼ休まず)」(13.8%)の順に割合が高いが、「副業」では「5日以内」(35.5%)が最も高く、10日以内の回答の割合を合計すると6割弱となる。

○ 主に「一般消費者」を直接の取引先としている者の業務請負等の仕事に携わった1か月当たりの平均日数について、「本業」では「21日以上25日以内」(24.3%)が最も高く、次いで、「16日以上20日以内」(18.9%)、「5日以内」(16.0%)の順に割合が高いが、「副業」では「5日以内」(39.7%)が最も高く、10日以内の回答の割合を合わせると6割弱となる。

業務請負等の仕事に携わった1か月当たりの平均日数

主に「事業者」を直接の取引先

主に「一般消費者」を直接の取引先

(出所)JILPT「雇用類似の働き方の者に関する調査・試算結果等(速報)」をもとに雇用環境・均等局作成